

商工委員会議録第二十五号

昭和三十一年三月三十日(金曜日)

午前十時三十五分開議

出席委員

委員長

委員

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

委員外の出席者

通商産業事務官

日比野健児君

通商局農水産課長

専門員

越田

清七君

三月二十九日

委員山本勝市君及び山口丈太郎君辞任につき、その補欠として山本勝市君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員栗山博君辞任につき、その補欠として山本勝市君が議長の指名で委員に選任された。

三月二十九日

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、繊維製品検査所の出張所の設置に關し承認を求めの件(内閣提出、承認第二号)

の審査を本委員会に付託された。

本日(二十九日)

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、繊維製品検査所の出張所の設置に關し承認を求めの件(内閣提出、承認第二号)

の審査を本委員会に付託された。

本日(二十九日)

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、繊維製品検査所の出張所の設置に關し承認を求めの件(内閣提出、承認第二号)

の審査を本委員会に付託された。

本日(二十九日)

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、繊維製品検査所の出張所の設置に關し承認を求めの件(内閣提出、承認第二号)

の審査を本委員会に付託された。

本日(二十九日)

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、繊維製品検査所の出張所の設置に關し承認を求めの件(内閣提出、承認第二号)

の審査を本委員会に付託された。

本日(二十九日)

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、繊維製品検査所の出張所の設置に關し承認を求めの件(内閣提出、承認第二号)

の審査を本委員会に付託された。

本日(二十九日)

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、繊維製品検査所の出張所の設置に關し承認を求めの件(内閣提出、承認第二号)

の審査を本委員会に付託された。

本日(二十九日)

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、繊維製品検査所の出張所の設置に關し承認を求めの件(内閣提出、承認第二号)

の審査を本委員会に付託された。

本日(二十九日)

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、繊維製品検査所の出張所の設置に關し承認を求めの件(内閣提出、承認第二号)

の審査を本委員会に付託された。

本日(二十九日)

す。質疑の通告がありますので順次これを許します。田中武夫君。

○田中(武)委員 この中小企業振興資金助成法案は、その名前はまことにけつこうでありまして、提案説明によりますと、中小企業等協同組合の共同施設及び中小企業の経営の合理化のための設備を設置するに必要な資金を貸し付けるというものであります。従いまして目的、名称はまことに内容が一致してありますが、つづさに内容を見ました場合に、実は百貨店法案とか下請代金支払遅延等防止法案ともこういう傾向があります。名前だけにはけつこうですが、いささか羊頭を掲げて狗肉を売るともいいますか、何だか間の抜けた点もあるように思いますが、若干の質問をいたしたいと思います。

まず第一にお伺いしたいのでございしますが、本法の運用のためにどのような予算を考へられておりますか。本年度の予算を見ました場合に、中小企業協同組合共同施設費四億七千万円というのがありますが、これがこの資金になるのですか。ほかにもまたこのための予算というの、資金がございすか。またこの法運用のために政府にお願いして御説明をお願いしたいと思います。

○佐久政府委員 来年度の予算に計上しております金額は、共同施設に対する補助金として一億円、それから設備の近代化のための予算が三億円あり

ます。そのほかにはございせん。

○田中(武)委員 そうすると合計で幾らですか。

○佐久政府委員 予算の内容として中小企業等協同組合共同施設等に対する補助金として四億七千万円ございす。その中には中小企業協同組合共同施設に対する補助金と近代化のための補助金のほか二つの項目が入っております。従いましてこの法案関係の予算としては、先ほど申し上げましたように、共同施設に対する補助金の一億円、それから近代化のための補助金が三億円あり、こういうことでございす。

○田中(武)委員 七百万円ですか。

○佐久政府委員 七百万円とは実はまだ確定いたしておりません。若干変更があるかと思ひます。

○田中(武)委員 そうしますと合計いたしまして大体四億円あり、こういうことですね。——そういたしましたら、この四億円程度で、本年度はこの法の適用を受ける借り入れ申込額が延べにして何件くらいあり、平均何ぼぐらの金額か、そのような点についてはどうのような考へを持っておられますか、お伺いいたします。

○佐久政府委員 来年度の貸付の組合なり、あるいは貸し付ける中小企業者というものはまだ確定はいたしておりませんが、従来の実績を申し上げますと、昭和三十年度におきましては、共同施設に対する補助金が三百三十二組、合で金額が一億七千八百万円ござい

ます。中小企業の合理化のための補助金が八百二十二企業で金額が二億三千七百万円ございす。来年度はこれよりも若干金額もふえますので、組合数なりあるいは中小企業の数も若干ふえる、こういうふうにならなれております。

○田中(武)委員 もっと端的に、大体一件平均幾らくらいで、何件くらいを見越しておるのか、言っていたください。

○佐久政府委員 これは大体のめどでございす。共同施設に対する補助金が、一件については七十万から八十万、中小企業の合理化のための補助金が大体四、五十万、こういうふうになります。

○田中(武)委員 それではその金額と、今言った四億円程度、それで換算しただけが延べ件数になるわけですか。それで大体本年度のこの法案の目的である中小企業協同組合の共同施設あるいは中小企業の近代化の設備、合理化の設備、そういうようなものが、大体需要に対してまかない得るか、こたえ得るかという点についての見通しはどうですか。

○佐久政府委員 これは財政の関係もございすので、必ずしも満足とは言えないと思ひます。重点を置かれるものから選んで、徐々に——今後資金がだんだんふえて参りますから、今後の運用に期待したい。お説のように全部が満足されるというふうにはちよつと参らないと思ひます。

○田中(武)委員 そうしますと、従来の例でいきまして、大体この申し入れというか、希望に対してどの程度応じられておったかということ、それから今まで法律的な裏づけがなかったのが、こうして法律の裏づけができた、今までよりか、より飛躍といえますか、進歩していかなくちゃならないと思うのですが、そういうような関係はどうですか。

○佐久政府委員 ただいま申し上げました金額というのは、これは全部それだけで共同施設をやるとか、あるいは合理化の設備をやるとかいうのじやございませんので、共同施設につきましては、大体七、八十万と同じ金額を府県がつけまして、その合計額というものは、施設費に対する半額というわけでございまして、大体四倍になりまして、それから中小企業の近代化の設備につきましては、補助金が三分の一で、その半分が国で持つということでありまして、六倍が施設費、こういうことであります。従来の実績から申しますと、希望者というものを一括して、個々の申し込みを無制限に受けるというよりなやり方をとっておりまして、ので、大体業種をしぼり、それから企業の対象というものを多小条件をつけますので、全部が全部申請するわけじゃございません。従いまして、選別に漏れるというのは実はそうたくさんはないのであります。今後貸し付けた金が返還されるに従って、それが府県の特別会計にプールされて参りますから、そのほかに新しく国と府県がその特別会計につき込むことになりまして、で、だんだん金額が増してくる、そこ

にある、こういうふうな考えられます。○田中(武)委員 ただいまの御答弁によりまして、大体申し入れに対して応じ得られる、こういう見通しである、というふうにお答えになったように思いますが、今までと違って、この法律が出ますと、中小企業の協同組合あるいはその関係者等が大きな期待を持つと思うのです。従って今までより以上の計画等をして申し込んでくる場合もあると思うのですが、そういうような点も見越して、長官の言われたように、申し入れに対して大体応じられる、こういう確信があたりでしようか。

○佐久政府委員 来年度の予算に見合います、何と申しますか、一つの基準というものを作らなくちゃならぬと思えます。その基準は、協同組合にしても非常に幅広く定めるわけには、この予算の関係からちょっと参らぬと思えますので、結局輸出の振興なり、いわゆる民生の安定に大きく寄与するとか、資源開発に非常に役立つとかいうような組合の業種を限定しまして、その組合の中からまた共同施設をやった場合に非常にコストが下るとか、あるいは能率が上るとか、かような基準に基きまして申請をいたさせますから、従ってむしろ積極的に申請がふえるとは考えません。大体その業種について申請された限りにおいては需要をまかない得る、かように見通しております。○田中(武)委員 今のお話ですと、申し入れました目的によってやはある程度審査して、いわゆる輸出とかなんとかいってやうな、こういう必要な部面から考えていく、こういうやうなことになるのですが、そういうことですか。——それじゃ続けてお伺いしたい

のですが、この法案の四条によりまして、「都道府県が中小企業等協同組合の施設又は中小企業者の経営の合理化のための設備の設置に必要と認められた金の二分の一以内とする」ということになっておりまして、貸付の限度は、設備の新設等の場合の必要経費の半額以内、こういうことになっておりますが、これはわれわれからいえば、もっとより多く貸し付けられるように考えてもらいたい、こういう希望を持っています。○田中(武)委員 二つの一以内としましたのは、別に明確な根拠があるわけでありまして、協同組合の共同施設に対しては二分の一、それから中小企業の設備の近代化については三分の一ということとで従来ずっとやっていたわけでありまして、この法律は、従来やっておったことをそのまま大部分は法文化した関係で二分の一としたわけでありまして、これが一つの救済的な補助金であればまた別であります。企業としてとにかく経営をされている、それをさらに高めたという趣旨でありまして、二分の一で従来も大体済んできた問題でもありますし、その辺が適当であろう、というふうな考えたわけでありまして、

○田中(武)委員 ただいまのお話によりますと、従来やっておった慣例とい

いますか、今までやっておったものをそのまま横すりした法案であるから、従来の例にならって二分の一にしたということなんです。○田中(武)委員 法律を作った今までのものを強化し前進せしめよう、というふうにお考えになったときに、今までの貸付金の限度をもう少し前進させ、こういうやうなことをお考えにならなかつたかどうか。なお今後中小企業の振興ということについてはもう少し多くを言う必要はないと思いますが、ことに中小企業の問題の一番責任者である長官として、中小企業の問題について、今後この限度を上げていく、ワケを広げていく、こういうやうな点についてはどのように考えておられるか。

○佐久政府委員 もちろんこの補助額がよいのであればよいなほいいことは私も十分承知しておりますが、た

のときそのときの実情といえますか、これによってもっと借りられるという道もあれば、また一件の金額を押えて多くの需要にたえていく方法もあると思うのです。○田中(武)委員 今のお話について今後研究していただくように申し上げると同時に、長官からこういう点、研究するというやうな答弁をもらいたいのですがどうですか。

○佐久政府委員 お説まことにございまして。○田中(武)委員 次に第五条の関係ですが、返還期間が五年以内となつていて、その五年以内とせられた根拠を聞きたい。以内ですから、二年の場合も三年の場合もあるだろうと思うのですが、これは政令で定めるとなつていて、施行令では大体何年を考へておられるか、お伺いいたします。しかも中小企業金融公庫も現在五年だけれども七年にしてくれといったやうな希望もある、そういうことも考へておられるやうなことも伺っておるわけですし、あるいは国民金融公庫にいたしましては年数をややそうという動きがある、商工中金につきましても、乙では五年のものを七年にしてくれ、あるいは七年にしようというやうな動きがあることを聞いておりますが、償還期間が五年以内じゃ短いと考へられませんか、どうですか。

数というようものを考え、あるいは貸付の金額というようものを考えて、大体五年で十分じゃないか、かように考えておきます。公庫の七年、あるいはもっと長い十年というようものもありまして、これは非常に異例でございまして、むしろこの貸付の対象になるようなものではなくて、償還が非常に長い期間を要する特例なものだけの期間でございまして、必ずしもそれを基本にする必要はない、かように考えておきます。

○田中(武)委員 今のお話ですと今まで四年だった、こういうことですが、従来の例によって四年でうまく返還ができて、しかもそれはせっかく設備を近代化すると、共同設備をするために金をもらってあったけれども、実績が上らぬうちにどんどん吸い上げられていくことでは、貸し付けてやった意義が出てこないと思ふ。今までの例からそういうおそれがあるかどうか、実例がありましたらそれによって御説明していただきたい。

○佐久政府委員 この制度は昭和二十二年から協同組合共同施設に対しては行われておたのでありますが、実は二十八年度までは建前がやりっぱなしという建前であつて、この共同施設をした結果その組合に利益が上つた場合にある一定条件を付して返還をさせる、こういうことになっております。純粹な貸付制度にしましたのは昭和二十九年からでありまして、一年の償還期間を設けておりますから、実はその償還期にはまだ入っていないわけでありまして、従いまして実際に確実に返済がされているかどうかというような実績が出ておりません。ただ四年に

つてはそう大きな不平はどこにもきておりませんので、そういう点を考慮しまして五年がいいのじゃないか、というふうな考えはたけでありまして、○田中(武)委員 実績はわからないというところでありまして、借りる側から四年をもう少し長くしてもらいたいとか、しばらく待ってもらいたいといったような話が出ておりませんか。○佐久政府委員 そういふ話は実はまだ聞いておりません。もちろんそういう話があれば、これについても考えたでございまして、そういう話がなかったものですが、しかも従来よりも一年増しているというところで解決がつく、こういうふうな考えでおります。

○田中(武)委員 これも先ほどと同じように、できれば長くしてやる方がいいのであつて、そのような点について御配慮願ひたいと思ひます。それに関連して返還の方法ですが、五年間ということになれば、五年間の年賦で返していくようにするのか、何年か据え置いてあと二年か三年の年賦で償還するのか、五年後に一ぺんに返すようにするのか、そのような点についてはどうなのですか。

○佐久政府委員 これは一年据え置き、あとは四カ年の均等年賦返還という方法をとつてやっております。○田中(武)委員 一年据え置きという据置期間は、短かいことはありませんか。設備がなされてすぐ一年目にそういう効果が上るものではないと思ひます。そういう点についてはもう少し据置期間を長くする。そうするとこの五年というのが七年くらいになると思ひますが、三年くらい据え置いてあと年賦というふうなことはできませんか。

○佐久政府委員 従来の例から見ますと、設備にそう長い期間かけるような大きな設備ではございせん。大企業であります、新しく発注するとか、外国から買入問題が起きますが、今までの中小企業者が従来設置しております共同施設なりあるいは合理化のための設備というのは、一年の据え置きでこれはいけるのではないかと、こういうふうに考えております。

○田中(武)委員 これはいろいろの場合によつて違ふと思ひますが、従つてこれもよく検討していただいて、そういうふうにする必要のあるものもあると思ひます。その場合にはそういうふうな据置期間を長くしてなお返還年限を延長するというようなことも望ましいと思ひますので、そういう点も検討していただきたいと思ひます。それから六条の関係ですが、連帯保証人を入れることになっておりますが、この保証人につきましては何か保証資格とか、何とかいうようなことについて制限というふうなものを考えられておるのですか、あるいはまた協同組合自体が借り入れる場合、法人が借り入れる場合の連帯保証人は個人になるのか、法人が保証人になるのか、その場合はどう考えておられますか。

○佐久政府委員 保証人を設けましたのは要するに金を貸しまして、それを一定期間に返していただく、さらにそれを使って新しい共同施設なりあるいは設備改良のために使うという趣旨で実は保証人を置いておるのであります。別にどういふ人でもなければならぬという条件はつけてございせん。全然信用力も何もない人では工合が悪

いといふことは抽象的にいつてそういうことは言えると思ひます。それから組合が借りる場合の保証人は主として組合の役員が保証人になると思ひます。○田中(武)委員 そうすると今までの慣例によつて行われておた分、これからはもうそういうふうな保証制度ですか、連帯保証人になっておるのですか。今までは借り主がこの人を保証にといつて、持ち出した保証人が、これでは工合が悪いといふことで変えろと言われた例があるか、あるとすれば、それはどういふ保証人であつたか、そういう例があれば聞かしていただきたい。

○佐久政府委員 従来は必ずしも保証人だけ立てておるといふやり方をとつておりませんが、これは県ごとにやり方が違つております。その辺のところは県にまかせておた関係でそういうことになっておると思いますが、従つて保証人を立てておるといふような場合もあるし、あるいは物的担保を取つておる場合もあつたのであります。その場合には当人と県との話し合ひで、大体こういう人といふことでそのつどきまつておたやうであります。

○田中(武)委員 この法律によつて、国は府県の特別会計に対して補助金を出す、そして府県が、今おっしゃつたやうに貸し付けるわけですが、問題は地方の財源にあると思ひます。この十一條によりましてそういうことになつておるのですが、今日のやうに都道府県その他地方団体の赤字が問題になつておるときに、十分にその求めに應ずるだけの財源を地方の特別会計に移すことができるかどうか、そのような点についてはどのように考えておら

れるか。また、この法文から見ると、まず地方が特別会計に積み立てる、その同額以内の補助金ということになるの、特別会計の基本といひます。その動きの出発点は地方の財源ということになるのです。先ほど申しましたやうに、今日のような地方自治団体の財政状態では多くは期待できないと思ひますが、そのような点についてはどういふふうに考えておられますか。

○佐久政府委員 今の都道府県の大部分が非常に窮乏状態にありますので、こういうふうな同額あるいは同額以内と定めることがいかにどうか、私の方でもいろいろ検討いたしましたのであります。その結果、この制度はあくまで補助金でありまして、都道府県が非常に貧困で、極端な場合を考えますと、一銭も出さなくても補助金が出せるという制度を作らなくてはならぬことになりまして、それは観念的に申しまして、事業主体が全然金を出さぬのに、それに対する補助金というのはおかしい、これは一つの形式論でありまして、そういう理屈も立ちますし、同時にまた、全然新しくこの制度を始めて、府県に新しい負担をかけるならば別ですが、これは長年やつてきた制度であつて、その間に支障なく各都道府県とも国と同じやうな補助金を出してあります。それからこれはやりっぱなしの金ではなくて、都道府県としては貸付金としてやがて返つてくるのですから、全然損失になる金ではない。しかもそのために中小企業が興つてくれれば、それだけまた府県の繁栄にもなるという利益もありましよう。なお、中小企業の振興の問題というのは、国だ

けが幾ら骨を折ってもなかなか十分にいきません。やはり都道府県が熱心に育成助長をやらなければならぬという建前からいいます。なるほど府県としては貧乏ではありますけれども、国といえども決して余裕のある金ではない。それを県も国も互いに無理をして、一つ金を出して中小企業の育成をはかるというのでありますから、県も同じように出してもらいたい、こういう趣旨であります。

なお、今後のやり方の問題としては、都道府県が金を貸して、そうしてその金が返ってくる、その特別会計の資金が富裕県においては相当早く見えるわけでありまして、それが一定状態になりまして、その方は打ち切つて、貧困県へはさらに続けて国の補助を出していく、こういうような方法によってある一定期間の中にバランスがとれていくのじゃないか、こういうふうに考えるわけでありまして。

○田中(武)委員 先ほど長官は、これは形式論だというように言われたのですが、この法案によると、まず県が特別会計のための金を出す、それに対して国が補助してやる、こういう行き方になるのです。そうすると、国の方からいえば、この法律によるところの中小企業の振興策に対して、第二次的というか、消極的じゃないかと思うのです。むしろ国が先に立つてやる、それに県ができるだけくつつけるというような方法がいいのじゃないかと思うのですが、そのような点はどうなんですか。

ただは出せる、それに見合つて県がどうかという話し合いになるわけでありまして、この法律の建前はあくまで県に対する補助であるということと建前としての関係上、どうしても県の方が主体になつてきて、県がこれだけの特別会計を組むということが前提になつて、始めてそれに国が補助金を出す、どうもこういう体裁にならざるを得ないのであります。

○田中(武)委員 その点、国がもっと積極的に県を動かすことのできるような形式にはならないものでしょうか。それからもう一つ、先ほどちょっと長官も触れられていたようですが、いわゆる貧乏県と富裕県のバランスについてのもっと適切な方法ですね、これはどういふふうな具体的な方法をとろうと考えておられるか、承わりたい。

○佐久政府委員 金を都道府県別にきめる場合には、大体の手続と申しますか、事務的な話を申し上げますと、中小企業庁としては、各通産局別の仮ワツクというものを作りまして、その仮ワツクに基いて通産局が各都道府県別の仮ワツクというものをきめまして、それに基づき事業計画というものが各都道府県においてきめられるわけでありまして。同時に、それに見合う予算というものが組めるかどうかということを検討するわけでありまして。そこで、予算と事業計画が見合つて県でまれば、今度はそれに基いて国の補助金が出ていく、こういう段取りになるわけでありまして。その事業計画をきめる場合にも、一応の基準というものは中小企業庁できめて各都道府県に示すということになるわけでありまして。

ランスをもっと大きくする方法はないかというお話であります。考え方としては、富裕県に対しては補助額をうんと減らして、貧困県にはよけいにすゝめというやり方は一つ考えられるのであります。技術的にこれは非常にむづかしいのです。それをやりますと、どこもかしこも私のところは貧困だというところでもし込みされるおそれがありますので、それで実はこういう法案ができた次第であります。考えてはみることであります。なかなかやり方がむづかしいのです。

○田中(武)委員 先ほどから私が申し上げているように、この法案によると、どうも県の方を第一に出して、国の方は、消極的というか、第二次的に考えられるような趣旨になつていく。そこに、政府の中小企業に対する対策がどうも積極性に欠けるところが現われているのじゃないかと僕は思うのですが、その点については今後十分に考えてもらいたい。

それから地方財政との関係であります。私は地方財政のこととはよくわかりませんが、地方財政の再整備促進特別措置法ですか、あれの適用を受けた場合いろいろと地方財政に対して制限がありますけれども、そのような県については、この法の運用に対して何か支障というものは出てこないのでしょうか。

○田中(武)委員 今の御答弁によりまして、地財法の適用を受けることを申し出ています県でも、この法の運用については支障はない、制限は受けない、これははっきりしているわけですね。それから、第三条によりまして、一号、二号、三号ともに、たとえば「設置に必要な資金」といふふうになつてくるのですが、この「必要な資金」の「必要」といふ点の認定ですが、補助の対象の選択といふ方法が、そういうような基準及び方法はどのように考えておられますか。「必要な資金」という「必要」の程度ですね。

○佐久政府委員 これは普通いわれる、いわゆる所要資金であります。たとえば設備について申しますと、それの取得に必要な資金でございます。従いましてそれを入れる上屋をどうするかという問題は含んでいないわけでありまして。

○田中(武)委員 それでは補助の対象の選択、何々協同組合とか、何々某とか、何々商店とか、こういうものについて選択の方法といふことですが、いろいろ申し入れてくると思うのですが、これがこの法律にいう三条各号に該当する必要なものであるかどうかという選択の方法について伺います。

あるいはコストが下るとかいうような一定の基準を設けるつもりであります。その基準に合うかどうかを個々の申請に基きまして都道府県が選定をする、それに基づいて、合格者には都道府県が貸し出す、こういう手順になつております。

○田中(武)委員 その基準を設けるつもりだとおっしゃいますが、それは政令、施行令で定められるわけですか。

○佐久政府委員 これは第十二条に、都道府県は通商産業大臣があらかじめ定める基準に従つて事業計画を作成しなければならぬということになつておりますが、この基準は、現在私どもは通牒として流してあります。と申しますのは、弾力性のある運用をしたいという考えから通牒でやりたい、こう思つております。

○田中(武)委員 そうすると通牒でやるとなると、そのときそのときに応じて通牒を変えて基準を変えていくというところになり得るわけですね。今の長官の話ですと、弾力性のあるようにしたい、それは必要だと思つたのですが、それをまた裏から見ると、運用がでたらめになる、こういうことも言えると思つたのですが、その点に対してはよほど警戒しなければならぬと思つたのです。これは通牒がいいのか、あるいはもっと基本的な点は法なりその他の政令なりできめておく方がよいかというところは検討する必要があると思つたのですが。

○佐久政府委員 これは事情によつてだいぶ違ひますので、あまり窮屈にやるとはいへませんが考えております。通牒によつてそれがネコの目が変わるようになれば工合が悪いとはもちろんな

○田中(武)委員 もちろん八条に定めるような場合、あるいはやむを得ない事情で返せないような場合があり得ることはよくわかるのです。そうしても

長官はどのような決意と具体的な方法を考えておられますか。

○佐久政府委員 この中小企業に対する補助金について、若干遺憾の点が出る

て、われわれは反対いたしました。が、政府提案によつて中小企業等協同組合の一部が改正せられて、今まで無記名投票による議員の選出のみで

分の一程度だろうと思います。その
よつて来たる原因は、結局一般中小企
業者の自己意識が足りない」と申します

田中(武)委員 大体私のお伺いした
点は終わったので、最後に希望を申し
上げて終りたいと思います。それは中

策の現状と問題というパンフレットにも書いてありますが、中小企業の今後の発展のためには、より組織化と組織の強化が必要である、こういうふうなうたわれております。またせっかくの中小企業振興のための本法案にいたしまして、中小企業等協同組合のあり方ということが、この法の目的とするところをほんとうに実現していけることとなるかならないか、こういうことも大きな関係があると思う。何と申しましても現在大資本の圧迫のもとに苦しんでいる中小企業者自身が、自分たちの生活を守り、自分たちの今後の経営を守っていくためには、みずからが団結し、そうしてみずからの力でお互いに助け合っていくかならない。それにはやはり中小企業の組織化と組織の強化が必要であります。この法律とともに中小企業等協同組合法のより民主的な運営、組織の強化になるような改正、また中小企業庁等のこれに対する適切な行政指導等が必要と思えます。こういう点と相俟ってより一そう中小企業の育成に効果を上げていただきますように、つきましては先ほど私が質問の中で申し上げましたような点を十分考えていただきまして、この法案がより一そう中小企業のためになるような改正に、さらに一歩前進していくように御配慮願うようにお願い申し上げます。

つまり中小企業はいろいろな金融機関もありましてやっているが、あまりベースに乗らないものも相当ある。そこでそういう方面のところをねらって、主としてどういふ階層をねらって、どういふ貸付制度をとられるのか、その点を伺いたい。ということは、借りる方が銀行から借りておいてまだ足りないところをこういうものに頼るということもあるし、初めから銀行のベースに乗らない人たちがこういう金融の恩恵にあずかっているという気持があるわけですが、あなたの方の意向としてはどういふものに対してこういう制度を設けようとするのか。しかもこれを法制化しようとするのか。その点をまず承りたい。

○松平委員 次は松平忠久君。
○松平委員 ただいま田中委員から長い質問があったのですが、私は重複を避けまして若干の点についてお尋ねしたいと思います。
第一は、この法律のねらっている貸付の対象はどういうところであるか。

とに特別会計というものを設定さして、そういう対象のものに対して貸付をやる、こういう構想になるわけでありますが、各都道府県にそれらの特別会計は大体どの程度の資金量を持っておればそういうものに対する金融の措置が講じられるか。すなわちこれは第何条でしかたに一定額という言葉を使ったか。あるいは一定額という言葉を使ったか。五年後において中小企業庁としてはどの程度のことを構想しておられるのか、伺っておきたい。

○佐久政府委員 これは、将来どの程度になれば特別会計としては新しい国の補助なり、あるいは都道府県の一般会計からの繰り入れを受けないで、この事業がやっていけるかということ。今のところはっきりわかりません。従いまして法文の上からも一定の金額とあるような表現をせざるを得ないのでありますが、ただいまの、たとえば来年度の予算と同じようなものを昭和三十五年までつぎ込んだと仮定いたしました、特別会計の資金としてはざっと五十億程度になるわけでありまして、

○松平委員 そうすると観点を変えて御質問したいのですが、現在都道府県におきましては貸付のようなものを果独自の立場でいろいろやっておると思えますが、これらの都道府県がやっておるところの貸付制度つまり地方公共団体で持っている資金によって、銀行と同じような代理業務のようなことをやっているが、その資金というものは各都道府県合せましてどのくらいあるのですか。
○佐久政府委員 普通の、たとえば東京都が零細企業に対して金融を行う、

それを信用金庫なりあるいは商工中金というところのところに預託をして貸付をするというのがあると思えます。しかしこういう設備の近代化なり共同設備というものに限定されて金を貸していくという制度は、ほかにはないと思はれております。従ってそういうものが全国に幾らあるのかという詳しい知識を私は持っておりません。

○松平委員 中小企業庁は地方のそういう中小企業の実態について把握をしていないように思われますが、地方公共団体としては預託制度をとってやっておりますところは御指摘のようになりていいますけれども、そのほか直接貸付を近代化のためにやっている都道府県も私は少なくないと思えます。そこでそういう実情を全然掌握せずして四億程度のものを予算化した、こういうわけでありますが、これはこの法律によると二分の一以下というふうな書き方をされております。だから都道府県のそういう金を集めれば、必ずや四億以上のものはなければならぬはずだと私は思うのですけれども、そういうのじゃないかと、そういう実情を把握して四億というものを、あなたの方の直接やっておった実績から割り出して、そうして予算に計上したということになっておるわけでありませんか。

○佐久政府委員 この四億余りを予算に計上いたしましたのは、各都道府県でどういふ貸付をやっておるかという数字では全然関係なしに計上いたしました数字であります御説のように、必ずしも正確無比に都道府県のやっておるところを把握はしていませんが、大体の県の意向を聞いてみましたけれども、県独自でもってこれと同じ制度のもの

をやっているところは実は私聞いておりません。ただこれと類似のものとして新しい設備をある公共機関が貸付をしている、設備機械の貸与制度をやっているというところはございます。

○松平委員 次にお伺いしたいのは、今までの実績について先ほどちょっと御発言がありましたけれども、昭和二十八年度までは大体貸しっぱなしにしておいたというふうな御説明があったわけでありまして、そこで今までも一億なりあるいは三億なりというふうな金を、こういうふうな制度、法律ができてから、現在までに貸しておるわけでありまして、一体それらの実績はほとんど貸しっぱなしというふうなことで、どういふふうに回収ができておるのか、あるいはどういふふうにそれが中小企業の振興のために役立っているのかというふうなことは企業庁ではわかっておりますけれども、何かそういう資料のようなものがありましたら、それに基づいて御質問を申し上げたいと思います。

○佐久政府委員 昭和二十八年度までのやり方は、原則はやりっぱなしで、ある一定の利益が上った場合には、その利益の中から納税引当金とか法定積立金とかあるいは出資に対する六%の利益配当金額とかいふようなものを控除いたしまして、その残った金額と、それから貸した金を、これは十年で返すということにしてありますから十分の一の金額とを比較して、どちらか少い方を返すというふうな建前になっております。しかし実際戻りました金は、昭和二十三年度の決算におきましては六万六千四百円、二十四年度

の決算におきましては六万五千円、二十五年度におきまして三十八万円、二十六年度で七十八万円、二十七年で二百三十一万七千円、二十八年度におきまして二百七十九万七千円、こういう実績になっております。

○松平委員 今までは、たとえば昭和二十九年、昨年度というふうな場合におきまして、三億円とか四億二千万円という予算がやはり計上されておるのですが、それらの予算は大体計画通りに貸付が完了されておりますか。

○佐久政府委員 二十九年度におきましては、共同施設に対する補助金が予算としては二億円でございまして、実際の貸付は一億五千二百万円でございます。それから中小企業の合理化設備に対する補助金は二十九年度が予算として一億四千万円でございますが、実際の貸付は一億三千四百万円、この差額は共同施設に対する補助金の余裕金から回したものでございまして、三十年度におきましてはまた最後の締めくりが出ておりませんが、共同施設に対する補助金が予算として二億一千万円、貸付は一億七千八百万円でございます。それから合理化設備に対する補助金が、同じく二億一千万円の予算に対して貸付が二億三千七百万円、こういう数字になっておりまして、ほぼ予算に近いところが貸し付けられております。

○松平委員 今の御説明によりまして、昭和二十九年は予算が余ってしまつた、こういうことですか。

○佐久政府委員 これは共同施設に対する補助金と合理化設備にたいする補助金と合計いたしますと若干余りましたのですが、国が出す金額と同額を県が負担するという建前でございまして、

して、県の方の予算がつきそなひましたので、若干余つております。

○松平委員 そういふことが今後も行われる可能性があるのじゃないかと思ふのであります。二分の一以内のことになるとなると、結局地方財政の今の赤字状態からいまして、補助金制度による赤字が非常にふえてきておるわけですから、従つて昭和三十一年度におきましても、ただいまの御説明によりまして、若干余るやうに私は見ておるわけであります。いかがでございましょうか。

○佐久政府委員 今回のところの計算では共同施設に対する補助金と合理化設備に対する補助金を合計いたしましたので、四、五百万円余るのじゃないかと見通されております。

○松平委員 それは翌年度繰り越しになりますか。

○佐久政府委員 これは繰り越し明許はしてございせんので、繰り越しはできないことになっております。

○松平委員 そういふ場合に若干ついたり狂いが出てくるのですが、せっかく計上したものを全然貸付に回さずに繰り越しもしないということであつては困るのであります。この点は今後気をつけていただきたいと思ふのであります。

次に質問申し上げたい点は、先ほども質問が出ましたが、補助率について二分の一以内というお話であつた。ところが昭和二十八年でしたか、あなたの方で出している基準によりまして、二分の一以内三分の一を下らないことといふことがあるやうであります。

つまり三分の一以上といふことがあるけれども、今回のこの法律案の中では二分の一以内といふことになっており

まして、これは二分の一以内といふことになれば、三分の一どころが五分の一どころがかわつたといふことになりまして、その辺は実際はどういうところを考へておられるのか、あるいは三分の一以上といふやうな昭和二十八年の基準に従つたやうな場合に考へておられるのか、そのところはどうかうにお考えですか。

○佐久政府委員 これは実は従来共同施設に対する補助金と近代化の補助金と率を違へてやつておりました。共同施設については二分の一、近代化設備については三分の一といふことになっておりました。その両方を盛つた関係でこれは二分の一以内としておりましたが、実際のやり方は従来と同じやうに、共同施設については二分の一、近代化設備については三分の一、こういうふうにしたいと考へておりました。

○松平委員 その補助率の数字はこの法律案には書いてないけれども、それは何かの形で、先ほど言われた通牒か何かの形で公表されますか。

○佐久政府委員 これは通牒によって公表したいと考へております。

○松平委員 次にもう一つ伺いたいことは、組合の共同施設並びに中小企業のもろもろの施設に対する貸付が行われるわけでありまして、企業庁の考え方としては、従来からの考え方並びに将来の考え方として、中小企業に対するこれらの貸付の場合において、どちらの方、つまり組合の共同施設の方に重きを置くという考へに立脚されてやつておつたのか、あるいは今後は、そうではなくて、中小企業全般の、組合に加入してない個々の中小企業に重点を置いてやつていかれるつもりであ

るか、その方針を承ねたいのであります。といふことは、今までの中小企業庁のとおつておる補助金制度を見ますと、いろいろ資金上の区別を分けておりましたが、その分け方が、過去も将来も変りはないのか、どういふお考えでこの共同施設並びに個々の中小企業の施設に分けておられるのか、その辺の基準と将来の考へ方を承ねたい。

○佐久政府委員 共同施設に対する補助金は、これはもう組合を対象にするといふことに当然なものでございまして、中小企業者個々の合理化のための設備に対する補助金、これも従来組合員であることを重点に置いて貸付をやつて参りました。と申しますのは、やはり中小企業対策の根本の一つは組織化でありますから、組織化に役立つやうな補助金の使い方を考へるということとでそういうふうになっておりました。

○松平委員 組織化といふお答えであります。組織化に役立つところの共同施設、そういうものに重点を置いていくのか、あるいは個々の組合員の企業自体の貸付に重点を置いていくのか、その点のお考えは、今までの実績からいつてどうなんでしょうか。

○佐久政府委員 従来の予算に比較しまして三十一年度の予算は共同施設に対する補助金はだいぶ減額になっております。その点から考へて、共同施設に対する補助金は今後だんだんと減らしていくのではないかとはいふやうな御懸念があるかと思ひますが、共同施設といふのは、大体共同加工工場とかあるいは保管のための共同倉庫とかあるいは輸送機関、トラックとかいうやう

なものがあるものでありまして、活動してゐる組合に対しては大体一わたり行き渡つた状態でございまして、しかし先ほど申しましたやうに、まだ休眠状態の組合も相当ございまして、そういうものは今後の啓蒙指導で目をさませる。それによつておのづから共同施設の必要が出てくるであらうといふこととで、三十一年度は減額いたしました。が、今後は組合活動の活性化に際しまして、増していきたいといふやうに考へております。従いまして中小企業協同組合に対する補助金と中小企業者の合理化のための設備に対する補助金と、いずれを重点に置くかといふことは、事の性質が違ひますので、両方とも重点を置くといふやうに考へております。

○松平委員 その次に伺いたいのは監督の問題であります。企業庁のこの制度に対する監督はどの程度の監督を都道府県に対してなさるのですか。

○佐久政府委員 これは従来補助金をやつた場合の監督と別になつたところはないのでございまして、実際の貸付をする場合は、事業計画を作らせ、それに基いてやつておるかどうかといふやうな監督、それから経理状況の報告、調査、それから同時に例の補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、これに基く監督、こういうことになっております。

○松平委員 これは特別会計を作るのは都道府県で条例によつて作ることになると思ふ。そこであなたの方の示される基準をもとにした条例を作らせるといふことになるのではないかとはいふやうに私は思ふのであります。その点に關して、この条例は作りつぱなしでよろしいといふことにお考えですか。

都道府県がやることに關しては、今あなたに申されました監督以外のことは全部やらぬ。すなわち各都道府県で勝手に条例を作つてよい、こういうふうに考へてよろしいか。

○佐久政府委員 貸付の主体は国でありますから、従つて条例自体にまで干渉するつもりはございません。

○松平委員 最後に伺いたいことは、今まで数年の間こういう制度をやつてきた、そこで今度はこれを立法化していくということですが、この今の今のやり方をさらに立法化していくという根本的な理由を伺いたいのです。提案理由の中には若干それに触れておりますけれども、もつとつき進んで、この法律を作らねばならぬ——今まではなかったであります。が、法律がなければ不便であるというふうにお考へになったのだらうと思ひますが、その根本的な理由というものはどういふところにあるのか。つまり、こういう法律を作れば大蔵省に対して要求しやすいとかいろいろ考へ方があると思ひます。一つその点についての腹を伺いたい。

○佐久政府委員 從來この補助金は、昭和二十九年からは若干観念的には明確になったのでありますが、それまでは純然たるやりつぱなしの金なのか、あるいは貸付であるのか、その辺が実ははっきりしないのであります。従ひまして、返還をさせるべきであるか、させないでもいいのかということが始終議論に上つて、そのつど紛糾を起しておつたのであります。と同時に、それを解決したいというのが一つ金等の予算の執行の適正化に關する法

律によりまして、また現在御審議を願つております債權管理法によりまして、この種の貸付金をどう扱うかということがはっきりしないわけですね。そこで別個の特殊の法律を作るといふことが、その点を明確化させる上からよろしいというのが一つ、それからもう一つは、貸付の場合にその運営に弾力性を持たす、つまり各地方の中小企業の状態を最もよく把握して都道府県に貸付の自主性をもつと持たせるというねらいが一つであります。それから将来貸付の財源を、その年々の予算でもつてふえたり減つたり、大きな変動をさせないで、安定した貸付をやつていきたいという点の一つ、以上の諸点から考へまして立法いたしましたわけでありまして。

○松平委員 私の質問は大体以上で終りますけれども、最後にずっと今までの田中委員との間の質疑応答を聞いておきますと、中小企業庁においては地方の実情を把握せずして、こういう制度を推進しておられるようである。私は企業庁はもっと地方の実態を把握されて、そしてかかる制度を作つていただきたいと思つたのであります。ということとは、どの程度貸付の対象になるものがあるかということもあり把握されておられない。従つて五年後にはどの程度の特別会計を作つたらいいかという構想もなく、そうして過去の実績だけに、しかもそれもあなたの方だけの認識に基いてやつておられるということに、非常に誤差があるのじゃないかというふうに思つたのであります。従つてもっと地方の実情を把握して、實際に即するような制度を將來は作つていただきたいということをお願いし

まして、質問を終わります。

○神田委員 多賀谷眞松君。

○多賀谷委員 中小企業振興資金助成法というのが今成立を見んとしておるのですが、しかしながらその予算を見ますと、四億圓しかない。一府県当り平均数百万圓、こういう程度です。どうも私は最近の政府の五カ年計画を見まして、中小企業の振興については重点的に考へておる。第二次産業をとりまして、大企業では雇用の増加は見られない、全部中小企業にそのしわ寄せをされておる。こういうような政策が打ち立てられておる。ですから、中小企業の振興ということは政府の一大重点政策でなくちゃならぬと思うのですが、どうもこの法律にいたしましては按本的な政策ではないやうにうかがわれるわけでありまして。

そこで私は長官にお尋ねいたしたいのですが、長官はかつて予備隊の補給関係もやつておられたので、私は状況がよくおわかりと思うのですが、一体日本の官需、要するに政府調達の商品の中でどの程度が中小企業に発注されているか、これをまずお聞かせ願ひたい。

○佐久政府委員 實は正確な数字は私持つておりませんが、中小企業者に対する発注というのは、物によつてはもちろんありますが、総額の中に占める割合は比較的小さいといふふうに私は思つております。この点は各都道府県の県庁なんかの用品その他の調達の場合におきまして、もっと中小企業というものを利用してほしいといふことを私はかねがね申しているやうな状況でございます。まだまだ將來伸ばし得る余地があるのではないかとこのように思つております。

○多賀谷委員 各国の中小企業の政策を見ましても、日本はこれだけ中小企業問題が大きいのに、比較的政策が十分に行われていないと思つたのです。今私がお聞きいたしましたのは、実はアメリカのような資本主義の、しかも割合経済の繁榮している国ですら、中小企業に対する政府の発注というものは、あらゆる法規の中にその規制をしてゐる。ことに第二次世界大戦後には、政府調達の中の中小企業に關する規定というのがどの法規にも入つてゐる。そして陸軍、海軍、空軍、あるいは軍需以外の政府の需品に対して発注する場合に、この程度しなければならぬ、こういうふうになつてゐるわけですね。さらに中小企業専門官といふものが、スペシャル・リストといふものを設けて、そして徹底的に中小企業の内容を調べて、政府調達の需品の中で中小企業に適合するものはこういうものだ、これは大企業でなくては発注はできない、こういうことで、アメリカにおいてすらも、中小企業の振興政策といふものが、そういうものをみずから政府でやつてゐる。ですから、政府が自分分が調達する需品について、ほんとうに中小企業がかかわりければ、——アメリカにおいても、下院の中小企業委員会では、三五%を目標に政府調達を行へといふように勧告をしてゐる。實際はそれほどではありませんけれども、アメリカでもこういう努力が行われてゐる。ましてや日本では中小企業政策が決していい政策でないでありますから、その振興のために政府の需品を発注する、こういうことが好ましいと考え

をさせていただきます。企業庁の方では十分に調査をされてゐると思つたのですが、法律

というわけでないのですが、あらゆる調達の指示、指令、こういうものを含めて広義の法規の中に入つてゐるが、こういう規定を今後考へられる意思はないかどうか、お尋ねしたい。

○佐久政府委員 中小企業の振興対策として非常にいい御意見を聞かせていただきました。私もできるだけこういう態勢ができることを期待してありますので、十分検討いたしたいと思ひます。

○多賀谷委員 政務次官にお尋ねしますが、國產奨励といつて、自動車でさえ外國車がほとんど入つてゐるのに、通産省では最近割合國產車をお使いになつてゐるようですが、こういう問題にすら、政府は需品が日本にもあるにもかかわらずわざわざ外國から買つてきておる、こういう状態で一体中小企業の方に重点的な発注ができますか、またよほどの政治力がなければ私はできぬと考へるのですが、政府のお考へをお聞かせ願ひたい。同じ防衛庁なんかにいたしまして、たとえば飛行機の問題とかあるいは船の問題、軍という言葉を使つてと語弊があるかもしれないが、要は海の自衛隊の方、こういうものは中小企業に適するものはなかなか少いと思ふ。アメリカあたりでもそうなつてゐる。ところが陸の自衛隊になつておると、その発注が中小企業に適しておるものが相当多いわけですね。あるいは都道府県の需品調達においても、これは都道府県の需品調達に關しては五〇%以上を中小企業が占めておる。ですから、私は日本でも政府みずからこういう分野を開拓すべきであると思ふが、一体政務次官はどういうふうにお考へであるか、

中小企業振興資金助成法案に対する修正案
中小企業振興資金助成法案に對する修正案
中小企業振興資金助成法案の一部を次のように修正する。
附則第一條中「昭和三十一年四月一日」を「公布の日」に改める。

○小笠委員 修正案文を朗読いたします。
中小企業振興資金助成法案に對する修正案
中小企業振興資金助成法案の一部を

次のように修正する。

附則第一条中「昭和三十一年四月一日」を「公布の日」に改める。

本案の提案の理由につきましても、申し上げるまでもなく、本日は三月三十日であり、本院を通過いたしまして、参議院の審議を考へますとき、政府原案による施行期日は不可能であります。この意味におきまして、本修正案を提出いたした次第であります。

○神田委員長 本修正案に対する質疑があればこれを許します。――質疑がないようでありますから、中小企業振興資金助成法案並びに修正案を一括して討論に付します。討論の通告がありま

○松平委員 たいい議論となりまして中小企業振興資金助成法案並びに小笠君より提出されました修正案に対して、日本社会党を代表して若干の意見をまぜながら賛成の意向を表明するものであります。

中小企業振興資金助成法案は、先ほど来の質疑応答によって明らかであります。従来の中企業法のやりっぱなしの補助金政策では困るので、一応これを制度化して何とか立法化していく、こういう趣旨で出されたのでありますけれども、その内容は同僚委員が申されまして、きわめて辛頭肉肉的な内容を持っておりまして、計画性も非常に乏しい。つまり五カ年計画によるところの見通しを持って、そうしてどの程度の資金量を特別会計において持たせるかということについての構想というものは全くなく、ただ従来の補助金のやり方を継承しておるわけでありまして、この立法化の理由としてはきわめて薄弱であります。

しかしながら、一応今までやってきたことについて反省をされて、そうしてこれを補強として中小企業の振興のための資金助成について一段の努力をするという表示もあるものでありますから、私もその意味において賛成をするのであります。

しかしながら、この法案の成立に当りまして、私も四億二千万円程度のものではとてもだめであつて、予算の裏づけを相当考へてもらわなければならぬし、また同時に地方の中小企業の種々の実情というものをよく把握されて、これに合うような政策に持っていくかなければならぬと思つてあります。それらの点につきましても、この法の運用についていづれ附帯決議等も出して政府の向うべき道を明らかにしたいと思つて、これは省略いたしますが、以上の意見を申し述べまして、この中小企業振興資金助成法案に賛成するものであります。

なおまた小笠君の動議に対しては、これは理の当然でありまして、説明をする必要もないのであります。その意味においてこの修正意見については賛成の意を表するものであります。

○神田委員長 これにて討論は終局いたしました。

次に採決に入りますが、まず小笠公昭君提出にかかる中小企業振興資金助成法案に対する修正案について採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○神田委員長 起立総員。よつて修正案は可決せられました。

次に修正部分を除く原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

立を求めます。

○神田委員長 起立総員。よつて本案は小笠公昭君提出の修正案の通り修正議決すべきものと決しました。

ただいま松平忠久君より本案に対する附帯決議案が提出されました。まず提出者より趣旨の説明を求めます。松平忠久君。

○松平委員 たいい委員長長の報告がありました通り、本法案に対して次の附帯決議を提出したいと思つて、まず本文を朗読いたします。

中小企業振興資金助成法案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の運用に當つて、本法の趣旨を公正に達成せしめるため、左記の諸点につき特に留意努力すべきである。

一、地方の一部特定勢力に悪用されることなきよう、万全の措置を講ずること。

二、補助予算額を大幅に増額するよう、格段の努力をすること。

以上であります。

この附帯決議の趣旨は、説明するまでもなく、先ほど来の質疑にもありましたが、現在の中企業等協同組合等におきまして見られる現象の一つといつたしまして、地方において一部ボス的な勢力というものがこの間に介在をして、いろいろな方面に勢力を張つていくという傾向が見られるのであります。これはこの法律の趣旨にも反しますし、いろいろな悪影響がこれによつて生ずるのでありますから、これを未然に防がなければならぬ、この芽をつみ取らなければならぬのであります。しかるに今回のこの中小企業振興資金助成法等が出ますと、そこに金がついてくるのでありますから、自然金と勢力との関係というものができる。従つて今まで頭を持ち上げてきつたところの、一部の小さなボス的な勢力が、だんだんこれによつて勢力を得ていくという傾向がないとも限らないのであります。従つてこの法の運営に當つては、それらの一部ボス的な勢力に悪用されないよう、十分な措置を講じ、十分な警戒をもってこれに臨まなければならぬことは申すまでもないのであつて、これがこの附帯決議の第一の理由であります。

また資金の総額につきましては、これまで四億何千万の金でありましたが、これだけでは、金融の對象にならない中小企業の階層についての金融としてはきわめて不十分であつて、これらについては、政府においても大体その数といふものは把握しておらないのであります。したが、この金融機関のベースに乗らない中小企業というものが圧倒的に多いのでありますから、府県に直して分配しますと、たつた一千万円そこらの金においては、とうていその目的を達することはできない。従つてこれを早き時期において増額して、この法の命ずるところの趣旨の達成に努力しなければならぬことは当然であります。従つて政府におきましては、機会あるごとに補助予算の額の増額に対して格段の努力をすることを政府御当局に要望したいのであります。

以上がこの附帯決議の趣旨でありますので、何分皆さん方の御賛成を得たいと思つてあります。

○神田委員長 それでは松平忠久君提出の附帯決議案について採決いたします。

○松平委員 御賛成を求めます。

○神田委員長 御賛成なしと認め、さよう決定いたします。

○神田委員長 この際昨二十九日本委員会に付託せられました地方自治法第百五十六條第六項の規定に基き、繊維製品検査所の出張所の設置に關し承認を求め、その件を議題とせんか。

○神田委員長 御賛成なしと認め、さよう決定いたします。

○神田委員長 御賛成なしと認め、さよう決定いたします。

○神田委員長 御賛成なしと認め、さよう決定いたします。

○神田委員長 御賛成なしと認め、さよう決定いたします。

○神田委員長 御賛成なしと認め、さよう決定いたします。

○神田委員長 御賛成なしと認め、さよう決定いたします。

○神田委員長 御賛成なしと認め、さよう決定いたします。

○神田委員長 御賛成なしと認め、さよう決定いたします。

資金助成法等が出ますと、そこに金がついてくるのでありますから、自然金と勢力との関係というものができる。従つて今まで頭を持ち上げてきつたところの、一部の小さなボス的な勢力が、だんだんこれによつて勢力を得ていくという傾向がないとも限らないのであります。従つてこの法の運営に當つては、それらの一部ボス的な勢力に悪用されないよう、十分な措置を講じ、十分な警戒をもってこれに臨まなければならぬことは申すまでもないのであつて、これがこの附帯決議の第一の理由であります。

また資金の総額につきましては、これまで四億何千万の金でありましたが、これだけでは、金融の對象にならない中小企業の階層についての金融としてはきわめて不十分であつて、これらについては、政府においても大体その数といふものは把握しておらないのであります。したが、この金融機関のベースに乗らない中小企業というものが圧倒的に多いのでありますから、府県に直して分配しますと、たつた一千万円そこらの金においては、とうていその目的を達することはできない。従つてこれを早き時期において増額して、この法の命ずるところの趣旨の達成に努力しなければならぬことは当然であります。従つて政府におきましては、機会あるごとに補助予算の額の増額に対して格段の努力をすることを政府御当局に要望したいのであります。

以上がこの附帯決議の趣旨でありますので、何分皆さん方の御賛成を得たいと思つてあります。

○神田委員長 それでは松平忠久君提出の附帯決議案について採決いたします。

○松平委員 御賛成を求めます。

○神田委員長 御賛成なしと認め、さよう決定いたします。

○神田委員長 御賛成なしと認め、さよう決定いたします。

○神田委員長 御賛成なしと認め、さよう決定いたします。

○神田委員長 御賛成なしと認め、さよう決定いたします。

○神田委員長 御賛成なしと認め、さよう決定いたします。

○神田委員長 御賛成なしと認め、さよう決定いたします。

○神田委員長 御賛成なしと認め、さよう決定いたします。

す。本附帯決議案に賛成の諸君の起立を求めます。

○神田委員長 起立総員。よつて本案には松平忠久君御提案の通り附帯決議を付することに決しました。

この際石橋通商産業大臣より発言を求められておりますので、これを許します。石橋通商産業大臣。

○石橋通商産業大臣 まず個人的なおわびを申し上げますが、ちよつとかせを引きました、十日ばかり欠席いたしましたことは恐縮でございます。

本日は中小企業についての法案の可決があり、かつたいい附帯決議を付されました。附帯決議の御趣旨については、われわれもむろん何ら異論のないところでございまして、努めて御趣旨に沿うように今後努力いたしたいと思つております。

○神田委員長 お諮りいたします。本案に關する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任をお願いいたします。御賛成ありませんか。

○神田委員長 御賛成なしと認め、さよう決定いたします。

○神田委員長 御賛成なしと認め、さよう決定いたします。

○神田委員長 御賛成なしと認め、さよう決定いたします。

○神田委員長 御賛成なしと認め、さよう決定いたします。

○神田委員長 御賛成なしと認め、さよう決定いたします。

○神田委員長 御賛成なしと認め、さよう決定いたします。

し、審査に入ります。
まずその趣旨の説明を求めます。石橋通商産業大臣。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基き、繊維製品検査所の出張所の設置に關し承認を求めめるの件

地方自治法第五十六條第六項の規定に基き、繊維製品検査所の出張所の設置に關し承認を求めめるの件

通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）第二十二條第一項の規定に基き、和歌山県伊都郡高野町に新たに神戸繊維製品検査所高野出張所を設置することについて、地方自治法第五十六條第六項の規定により国会の承認を求めらるるの件

○石橋通商大臣 繊維製品検査所は、輸出品取締法に基いて、輸出絹、人絹織物の検査表示を行うとともに、その他の輸出品検査表示については、民間検査機関において行つた検査表示の監督を実施する国の行政機関でありまして、現在京都以下八カ所に本所を、東京以下二十五カ所に支所及び出張所を設置してあります。

今回繊維製品検査所の出張所を設置しようとする和歌山県高野町地方は、戦前から輸出入絹織物の生産が旺盛でありましたが、戦後においても昭和二十五年ころより輸出の引き合いがあり、その生産高も逐年増加し、昭和三十年における出張検査高は約四百五十万ヤールに達し、戦前に比較し約五倍の検査高であります。よつて検査業務の能率を上げ、業界の便宜をもち

かるために、同地に神戸繊維製品検査所高野出張所を設置しようとするものであります。なおこの設置につきましては、人員ならびに経費の増加を必要としないのでありまして、現行予算の範囲内で検査の能率的運営をはかり、品質の改善と海外における声価の向上に資せようとするものでありますから、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○小笠委員 本件につきましては質疑および討論を省略して、直ちに採決せられんことを望みます。

○神田委員長 小笠君の動議のごとく決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○神田委員長 御異議なしと認めます。よつて質疑討論を省略して、直ちに採決することに決しました。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基き、繊維製品検査所の出張所の設置に關し承認を求めめるの件について採決いたします。本件は承認を与えるべきものと決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○神田委員長 御異議なしと認めます。よつて本件は承認を与えるべきものと決しました。

この際お諮りいたします。本件に關する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○神田委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

する質疑を許したいと存じますが、御異議ありませんか。

○神田委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

バナナ等の輸入問題について調査を進めます。石橋通商産業大臣に対する質疑を許します。佐竹新市君。

○佐竹（新）委員 この特定物資輸入臨時措置法案が本委員会に提案されましたのは二月二十一日でございますが、本格的に審議するようになりまして、三月八日からでございます。自來六日間の審議をいたしましたところ、われわれのおらぬ留守に突如として与党の方で動議を出されまして、この採決を強行されたのであります。われわれは一般通産行政に關しまして質疑が残っておりますから、今日までずつと質疑を続けておるわけであります。

が、この際大臣にお尋ねしたい点は、何と申しましても、今度の臨時措置法で差益を吸収いたします一番大きな問題はバナナでございます。バナナについてわれわれが審議をいたしました経過を考慮してみますと、まことに無理があるものであります。市場法の改正あたりはわれわれは相当日にちをかけて審議いたしましたけれども、何といたしても無理があり、こういうことによつていわゆる特殊な業者を入れ込んで人札をさせられたといふことで、輸入秩序を混乱させられたのであります。これは与党によつて決定されました附帯決議にも明らかにうたわれておるのであります。外貨を割り当てます点につきまして、あるいは人札をする点につきまして、通産省の内部には非常に奇怪なことが多いと思

う。これは石橋通産大臣は御存じにならぬかと思ひますが、非常にゆゆしい問題があるものであります。たとえて申しますならば、非常にぜいたく品といわれておりますところのレモンのごときは、先般も通産政府委員の方からちよつと触れられておりましたが、アメリカのサンキストから入れますところのレモンは、これも今度の特殊物資輸入臨時措置法に当てはめるようなことも考えられる、こういうようにいわれております。しかしながらレモンは、大臣はおわかりにならないかも知れませんが、大体一万五、六千ドルの外貨が病院やあるいはホテルに割り当てられて、そこで輸入したものであり、こういうふうになつておるのであります。ところが、私は最近のいろいろな情報をもつてみますと、通産省の輸入許可がはつきりしていないにかかわらず、昭和二十九年から三十年、三十一年にかけて、今問題になつております河野農林大臣の競馬馬を扱いました藤井商店が莫大なレモンを入れた。これは一体どういうことによつてそういうレモンが入つておるのであるのか。世上うわさされておるとするところによると、二十九年、三十年、三十一年、こゝしも今こういうものが入つておる。これは一体どういう経路をとつて入つておるか。総計して二十五、六万ドルとわさされておる。さういふばかばかしいレモンは、現に神田の市場に——サンキストのレモンは国内のレモンとは違ひ、しるしがついておりますからよくわかりま

す、さういふレモンが入つておる。一体どういふ経路をもつて通産省はこういうものを許されておるのであるか。

われわれの聞いておるところによれば、無為替で入れておるといわれております。それは一藤井商店の力をもつてしてはなかなか入らない、何かそこには裏がある。あなたは知りになりませんが、これは通産省の人はおそらくみんな知つておるはずなんだ。また警視庁、検察庁はこれに手を入れて調べておる。だからこういう輸入の問題で、単にバナナだけでなしに、こういうふうに裏をくぐつて、そして通産省の内部の一部と連絡があるかないかは知りませんけれども、とにかくプロケーションを偽造して、そしてそれを繰り返してやつておるような気が相當にあるのであります。現に門司、神戸、横浜、はなはだしきに至つては、昨年度のときにおいては東北の塩竈、あの辺からも三回ぐらゐにわたつて入られておる。一体こういう経路は通産省はよほど考へていかなければいけないと思ふ。われわれは今回のバナナの問題を審議してみますと、まことに農林省の行き過ぎがあります。農林省は農水産物の関係におきましていろいろ通産省との共同関係がありまして、協議をしなければならぬ点がありまして、しかし輸出入の所管の窓口は何といたしましても通産省であります。あなたの所管でございます。これを河野農林大臣は市場法の改正をむかへて、今度やられておる、こういうことになつてしまひますと通産省の窓口は乱れてしまひます。中にはさういふ政治的なテコ入れをやられますと今のレモンのような問題が生まれてくるのであります。藤井一雄という、まだ三十歳の若い男であります、これは今アメリカから馬を積んでくる途中

で近日横浜に着きますが、おそらく逮捕せられるでしょう。こうなりますと相当な問題が起きてくると思う。通産省の制り当てたホテル、あるいは外人の泊るホテル、病院以外に莫大なレモンが入って来るが、一体この輸入の経路を通産省はどのようにお考えになるか。この点について大臣がお知りにならなければ政府委員の方から御答弁を願いたい。

○石橋国務大臣 農林水産物については、的確なことは存じませんが、いろいろなうわさは多少耳にいたしますが、十分その窓口を調査して間違いないようにするよう、場合によつたら相当の処置をしなければいかぬというところを、私はかねがねやかましく言っておりますので、今その調査をしておるはずであります。お話のようなことも頭に置きまして、十分調査を進めて、しかるべき処置をしたいと存じます。

○佐竹(新)委員 それだけたくさんのレモンを入れるとしますと、やはり一応プロクレーションが出ていなければ入れられぬと思う。現に盛んに入れておることははっきりしておる。神田の市場に相当出ていることははっきりしておる。大臣はそういうことましかしいことは知らないでしょうが、バナナの問題と同時に、この藤井商店が相当なものを入れておるといふことは——特殊物資輸入臨時措置法、差益徴収の問題から考えまして、バナナだけでない、この問題が明らかにならない限り、私はこの法案を上げるといふことに対しては反対であります。大臣でおわかりにならなければ、後刻通産省の責任ある担当局長なり次長なりあるいは課長な

りが出てきて、そして詳細に調べなければ本案を本会議で上げることには反対であります。どうしても納得がいきません。しかも問題の競馬馬を扱いたした藤井商店がやっておる。一体どうしてさようなことをしておるか、この点を明らかにしてもらわなければこの法案を上げるとはできません。

○神田委員 今通商局長を呼んでおられます。日比野農水産課長が見えておられますが、担当は何か輸入二課で、自分の担当じゃないと言っております。ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○神田委員 次は加藤清二君。

○加藤(清)委員 病氣上りの大臣はお氣をつけなすつてどうぞ。この間うち本会議場で弔詞を讀むことがはやるようございまして、大事な大臣のからだでございましてから御健康に御注意なさつて下さい。

私の承わりたいことは、本法案に關しましてバナナと時計の問題でございします。その前に大臣に一つだけぜひ知つておいていただきたい。それは本委員会における審議をスムーズに行おうと私どもは協力をしている。ただいまもすぐに賛成してやつたでしょう。ところがこれを部外においてじやまをしてる面が非常にたくさんございします。たとえて言うると、百貨店法のごときは私も社会党が引き延ばしをしてるからそれで法律が上らないのだ、こういうことを通産委員にあらざる人が他の演説会場で述べているという向きがございするが、決してそうではございません。

〔委員長退席、小平(久)委員長代理着席〕

そういう点をあなたの党の方で許されるということに相なりますと、私どもも覚悟を新たにしておこれに対処しなければならぬということに相なりますが、大臣は百貨店法をわれわれが引き延ばしたとお考えになりますか。もしそうであるとするならば、前国会に出したところの法案を握りつぶしたのは一体だれであるかお尋ねしたい。この法案が提案されておつてもなお審議に入らないのはあなたの方が予算関係の法律だけを先にしてくれとおっしゃつたればこそそれに協力をしているのが実態なんです。こういう点を覚へお帰りにになりましたら大臣の権限をもつてこの局外の何も知らない者が、演説の材料や党利党略のために本委員会の法案審議のことを口にしないうようにしておいていただきたい。これが第一点。

次に第二点は、バナナに入りまするが、御承知の通りバナナと時計の問題が延びておりますのは、大臣の答弁がなかったからでございします。大臣の答弁のいかんによつてはこれはきょう上るか上らないかというところに相なるのでありますので、大臣もそのおつもりで一つはつきりとお答え願いたいと存じます。まず今度のバナナの問題につきましましては、御承知の通り業界が非常に混乱をいたしております。バナナのインポーターの数をふやすといふことについては私も賛成でございします。そのふやすといふことの処置の結果は今まで一度も扱つたことのない業界が一挙にこれを獲得してしまつて、今までの業界は手をあげてしまつておる。扱うものが全然なくなつてしまつた。しかもその新しくとつた加工業者なるものは、加工業者が総体

でなくしてはんの一部分なんです。この人が年間の半分を独占してしまつた。従つて今までのバナナによつて生活しておりましたインポーターは、全然仕事がなくなくなつて、毎日国会へお参りするより手がない、こういうことになっておられますが、この処置について大臣はいかようになさるうとされていらっしゃるのか、その点をお尋ねいたします。

○石橋国務大臣 第一に、加藤君からこの商工委員会においては社会党の諸君が法案の審議に御協力下さつておる、にもかかわらずさうでないような宣伝をする者がある。これは私はだれか知りませんが、私は少くとも商工委員会に關する限りは、社会党の諸君が非常に協力を下さつておることを十分に認識いたしております。ただしそれに対してとやかく外で言う者を私が追つかけて歩いて、一々その言葉を押えるわけにもいきませんから、氣がつきましたときには注意を与えることにいたしました。どうかその辺でござんべ願ひたい。

第二のバナナの問題は、この間からいろいろ御質問もあり御意見もありまして、御意見のあるところは十分承知いたしました。その際も申しましたように、新しく若干の者の希望に従つて輸入業者の数をふやして、そしてこれに払い下げの手續をとりましたときに、まあかじめ私から声明をいたし、またジェトロからも公式に発表いたしましたように、今度の処置によつてたまたまバナナの輸入に参加したものの実績は今後認めない。これは別問題だ。今後は今後で別に考へてやるのであつて、今回の輸入実績というものを

将来の実績として考慮することはしないといふことをはっきり申し上げております。これが一つ。従つて今後バナナをどういうふうにして輸入するかということにつきましては、なお皆さんの御意見を十分承わつて、通産省としても間違ひのないように、バナナはあいつ特殊の物資でありますけれども、円滑に輸入が行われるように努力したいと思ひます。それから今後続けていつやるか、バナナの輸入の発表をいつするかというふうな問題につきましましては、ただいま御承知の通りに台湾との通商協定が始まつておりますので、話し合ひがつきましたら、これは話し合ひのつき次第、手續の必要な時間に入用でありましようが、できるだけ急速に輸入発表をいたしたい、かように考へております。

○加藤(清)委員 次期の外貨の割当の時期でございしますが、ただいま割当になつておられますものを見ますと、四、五、六のところは、御承知の通り日本国内におけるくだもの端境期でございします。この端境期に當つて、くだもの供給をはかるために台湾の耕作者は、この時期にこそ日本へ多く向けられるように耕作ができて、出荷の準備ができておるのでございします。このたびの外貨割当によりますると、二三%と見積りまして十八万が程度のもので華僑の手に渡つてゐるわけでございますが、これが半分でございます。そのので、大体十萬が程度、これが四、五、六に分けられてゐるのでございします。わが党の調査によりますると、四月が三萬が、五月が四萬が、六月が二萬が、こういうことでございしますが、年間の去年までの契約は六十萬

バスケットでございます。そういたしますと、平均六万か七万というのでござい

非常におそくてもますます値段が高くなるのじゃないか、その場合の政府の対応

とんどなくなりはしないかと考えてお

ドル残っております。これは翌年度へ繰り越さないということでありま

でも割り当てるといふのか、一体どちらでございませうか。その点を

まするが、平均でさても六万か七万か

策いかんといったような御質問だと思

は、こう解釈してよろしいですか。次

から述べましたように、日台協定が済

しておいていただきたいと存じます。

かけては、当然のことながら少くとも

いたしましては、LCを開かないとい

期の割当を可及的すみやかに。行

なつた場合には新しくアロケーション

次、もし不測の事態が生じたら、

八万、九万から十万か程度は入れら

いうものに対して、LCを開けと強制

なり何なりをもちった人が追い打ちを

でありますがそれまでに一応仮協定が

る。すでに浜相場が八千円をこえるな

が、それが四、五、六の三ヶ月に当

とでございませうが、先ほど大臣から答

けに承つて、四月、五月に次に受

つたときにも大もうけをしようとい

は不測の事態だ。元値は二円なん

なつて、これじゃ半分にも満たない、

け早く三十一年度の割当というものを、

けた人も同じように輸入ができる。こ

からその場合に通産大臣といひまし

は、一本二円のもの四十四円になつて

えられましては、先日農林大臣が答

この法案の御審議が終り、日台協定が

成り立ちました。四月、五月に次に受

つたときにも大もうけをしようとい

は、一本二円のもの四十四円になつて

するといわれたことは、から手形に終

しては四月の半ばくらいまではせひ

ういうふうな解釈してよろしうござ

は、一本二円のもの四十四円になつて

は、一本二円のもの四十四円になつて

という結果に相なりするが、これ

その際には当然従来の貿易の実績等

が、これは大臣にお尋ねいたします。

の入れが、一部の人間の利欲のために

は、一本二円のもの四十四円になつて

開くところの準備が行われてい

が相当割当を受けるわけでございます

たいた日台協定が台湾において行わ

投機的に行われたというやうなことが

は、一本二円のもの四十四円になつて

いがないのかということが問題でござ

が、そういうやうな方がそのとき

れておるやうでございます。これが延

あつたとするなら、それに乗つて

は、一本二円のもの四十四円になつて

とができなかつたやうな加工業者が、

が、そのときに今非常に高いのだか

うでございますが、この三十一年度の

その投機を満足させるということと

は、一本二円のもの四十四円になつて

としく心配してゐるところでござ

が、この際人れば自分ももうかる

おいても第一、四半期だけは行われ

もよろしい。またバナナについては、

は、一本二円のもの四十四円になつて

たら、一体大臣はどのようにお考え

ごさいませうか。十二月まで引き延

すのか、ここが問題でございませう。

実は私はしつと申すからこゝで具体

は、一本二円のもの四十四円になつて

引き延ばして、月にちよるちよる

これはいつまでも開かぬでおるとい

は、その要求もございませう。です

からそれらのことも十分考慮する余

は、一本二円のもの四十四円になつて

とネズミが引くやうなやり方をおやめ

ことになる御予定でございますか。この

を講ずる必要もあるかもしれませ

は、その要求もございませう。です

は、一本二円のもの四十四円になつて

をばつたりとお答えいただかないと、

うやうやな時期にまで延ばすとい

を講ずる必要もあるかもしれませ

は、その要求もございませう。です

は、一本二円のもの四十四円になつて

あなたのお答えは抽象論に終るわけ

でございます。空理空論はむしろの方

を講ずる必要もあるかもしれませ

は、その要求もございませう。です

は、一本二円のもの四十四円になつて

専断特許だということだが、これが保

守の専断特許になつてはちとかわい

を講ずる必要もあるかもしれませ

は、その要求もございませう。です

は、一本二円のもの四十四円になつて

そうだと思ひますので、あくまで具

体的にお答えを願ひたい。

を講ずる必要もあるかもしれませ

は、その要求もございませう。です

は、一本二円のもの四十四円になつて

○通産政府委員 全芭蕉がLCを開か

ないといふことで、バナナが入るの

を講ずる必要もあるかもしれませ

は、その要求もございませう。です

は、一本二円のもの四十四円になつて

第一類第九号 商工委員会議録第二十五号

昭和三十一年三月三十日

一三

は成り立っているのをごさいます。もちろん四百万かごから六十万かごに減ったということとはございますけれども、なお日本が一番いいお客なんです。ところで今まで台湾が、このパナ

うに疑いたくなるのでござい まするが、まさか大臣は、とんなばかげた案に賛成はなさらぬと思いますが、日本国民が納得するような通産大臣の案をこの際承わりたい。

ナを買つに當りまして、日本のものを喜んで買つておつてくれるかといふと、さうではない。しかも日本から輸出する硫安のごときは、以前農林大臣にも申し上げたこととございますが、硫安十貫目入り一かますについて、内地の百姓には八百五十円以上で売つておいて、台灣には七百五十五円で売つておる。こういう犠牲的な出血で売つておきながら、それだったら、

易が、加藤君のお話のように、大体系のようになって、はなはだ都合な形になっておるとは、私もかねがね痛感しておるわけです。これをどうして改めさせるかということは、相手のあることでありますから、むずかしいであります。しかしながら実はこれを改めさせるために貿易協定というようなものも今やっておるわけです。

せめてバナナくらいは安うもらえるか
 という点、これが逆になっておる。と
 んでもない話なんです。わが党の調査
 によりますれば、CIFで七ドル五十
 セント、これは間違いありませんね。
 ところが香港相場は五ドルになってお
 るのです。これはどういふことでござ
 いますか。それからパイカンを調べて
 みますと、同じ台湾から米国行きは五
 ドルで、欧州行きは六・五ドル、日本

實を言へば、砂糖なども同じような格好なんです。台湾の砂糖というものは、大体日本で買ったやらないければ、売れるところは少いのです。だから非常にむずかしいでしょう。台湾のために考えれば、実は台湾の方が非常に弱くて、日本に安く売らなければならぬわけであるけれども、それが往々にしてそうでない逆な現象を来しておるものというところに、日本の側の貿易にも

で買うのは八ドルだ。これはどういうわけか。日本から輸出するものは出皿して安く売って、そうしてこっちが買ってもらいたいところのシイタケだの、陶器だの、竹製品なんというものはなかなか買わぬで、向うがほしいはしいという硫酸だけは、日本のお百姓よりも硫酸一かますについて百円安う売っている。買うものはよそから買

どこが無理がある、こういう考え方でございます。そういう点はこれから改めるように努力したいと思えます。

○佐竹(新)委員 われわれが非常に懸念いたしますのは、今大臣が御答弁になりましたが、次の実績とみなさない、それから次の割当をいつやるかというようにしぼれるわけです。しかしそれは附帯決議でやるのが当然なんです、この委員会では、さっき申し上げ

うよりも五割から八割高で買う。という商売をよりもぬけぬけと引き受けていらっしやることだと思う。一体だれのための協定であるか、というふ

ましたように採決して上げられて、本会議へ出す段取りになっておる。そこで大臣に確認を願うわけであります。が、今申された次の実績にはしない、

ら、何らかの手の打ちようがあるだろう、こう考えております。

○佐竹(新)委員　今大臣はそういうよ
うな次期の割当に対しましての重要な

はあえて差しつかえないと思う。大堀君や今井君がかわつたすきをねらつて、安田経済局長とあなたがやつた。これは上には河野農林大臣がおつてと

います。私たちの考えは全芭連がもと
けようと、過去のインポーターがもと
けようと、そんなことは関係ない。た
だ問題は、こういう内地と内地が争つ

ているやさきに、華僑の方々にすきをうかがわれてもうけを独占させたり、その結果国民が高いバナナを買わされなければならぬという犠牲は見るにたえないのでございます。そこで具体的に御尋ねいたしますが、今後の割当の時期は可及的すみやかにやうという事でございませうけれども、それから方法はいかようになさいますか。実績として認めないという事でございしましたが、しからは全芭蕉の分は別として、過去のインポーターにのみ実績割当を行おうとしていらっしゃるのか、ないしは入札で行おうとしていらっしゃるのか、その入札の場合だったら入札の資格者は一体どのような者を入れようとなさるのか。この際私は申し上げておきますが、今までの員数でけっこうでございます、決して入札のことは相ならぬと言っているのはございせん。新しくしてこの仕事をほんとうにまじめにやうて、それが日本経済にプラスになり、国民経済を楽にするという会社があるならばそれは当然入れるべきでございしますが、通産省としてはどのような具体策を持って臨まれるか、時期を可及的すみやかにやうというならば、割当の対象もすでに胸算用があつてしかるべきでございします。それがないうこととなり、今日ここで答弁がでないという事になりなす。可及的すみやかにやうという事はから手形、から証文という事に解釈せざるを得ないのでございしますが、大臣いかがでございしますか。

○石橋國務大臣 これはついこの間ああいう処置を—あれは決して悪いと思つてやつたんじやないのです。新し

いインポーターも加えてほしいという希望がある場合には加えた方がいじやないかという事なことで、なるべく公平に適當な輸入業者が輸入できるようにと思つてやつたのであります。その結果について皆さんからいろいろの御批判、それもごもっともだとの批判をされる点があるので、これは今後の実績は認めないぞということをおぼろかに言わざるを得ないような事態になつたことはなほ遺憾であります。従つてまだあれが済んでおりませんので—済んでないというの跡始末を十分にしておりませんから、今後どういう形で輸入されるか、あるいはビッドをやるとかやらぬとかいうことは実はきめておりません。これは抽象的と言われればまこと抽象であります。が、できれば三十一年度分の話し合いを四月一ぱいくらにしまして、ノーマルに戻してなるべく割当を早くやる、そのときの割当をどういう方法をやつて、実際の輸入の業務を行わせるかという事については今案は検討中でありまして、まだどういふことにするかどうかという結論には達しておりません。

○加藤(清)委員 本法に關しまして同じ関連を持つております時計について一点だけお尋ねをいたします。御承知の通りウォッチのやみ輸入は年々歳々跡を絶つておりません。わが國の調査によりますと、昭二十八年度は五万六千何がし、二十九年は五万二千何がし、三十年は五万四千何がしで、約六万個、これがやみで税関にあげられた数でございします。この調査を先日通産省にただしたところ、やはり同じような数字が出ております。ところでこのやみ輸入であげられた分は氷山の一角

でございまして、小売の方でさばかれておりますやみ時計はこれ以上でございします。わが國の推定によりますれば、年間少くとも五十万個、業界の方では六十万個以上と推定しておりますが、この推定は實際扱つた数量を換算したのでございしますから間違ひございせん。六十万個のやみ輸入が行われるという事は日本経済を乱すのみならず、本法によつて差益金を取つてこれを國家にプラスしようとする精神に大きにもとめるものでございしますが、大臣はこれに對していかうに對処なさうと思つていらっしゃいますか。片一方で差益金を取ることは考へておつても、片一方でその十倍以上も漏れてなくなつておつては何にもならないといふことでございしますが、大臣、いかうにお考へでありますか。

それから時間がないようでございしますから續いてやつてしまひます。そこでなぜこのやみ輸入が行われるのかの問題についてはすでに大臣御存じのはずでございしますが、それが長年放置されてきておる。なぜかといへば、これは需給的にバランスがとれていないといふことです。内地の生産数と需要の数を比較してみますと、どうしてもここに年間六十五、六万個の不足を來たすのであります。時間さえあればデータをばつきり発表いたしますが、時間の關係上ただ六十五万個程度の不足量があるといふことだけを申し上げておきます。それに対して内地の増産計画はそれに追いついていません。ところが輸入量はどうかといふますれば、サンキストのごとき、要るものやら要らざるものやらわからぬごときものにはたくさん外貨をお与え

になつたり、何も必要のないサラブレッドにはたくさん外貨を与えておきながら、今や國民の必需品となつておりますこの時計の外貨割当は年々歳々削られてきておる。一体何がゆゑにこういふことをしなければならぬのでありましよう。経済を安定させ、内地の時計工業を振興させて、やがてこのウォッチを輸出に向けなければならぬ時期に當つて、今や世界的水準に進んでおるそのものをいれることは、需給バランスをとるのみならず、日本の生産の向上に非常にプラスになると思つております。大臣としてはこの時計の外貨について何がゆゑにさまで苛酷な態度をとらなければならぬのか、本年度の計画を承わりたい。

○石橋國務大臣 本年度の計画についてはあとからまた申し上げることになります。これは私も歴史をよく知りません。おそらく第一に起つたことは外貨の關係でありましよう。腕時計というやうなものを、いわば宝石その他に類したやうなぜいたく品と認め、だから外貨のやみすれば不足するときにこういふものを入れるべきでないといふことから起つておる。従つてその輸入量をしばつた、輸入量をしばればいつでもお話のやうなことが起るのほ當然であります。いわんや腕時計とか宝石のやうな密輸入に非常に便利なものについてはよいにせういふことが起る。お話のやうにこれだけやつておりましたも、國內生産もなるほどふえておりますが、なお密輸入の弊害がはなはだ多いといふことであれば、今の制度に誤りがあるといふことであるから、もっと外貨をつけて腕時

計を輸入するというのは當然であります。なおそういう見当で腕時計の問題も研究いたしましやう。これは腕時計ばかりではありませんが、ほかにも似たやうなものがたくさんあります。とにかく起りは悪い意味ではない、つまり外貨節約のためにそういう制度が行われて、その弊害が今日現われておる、こう私は考へております。

○加藤(清)委員 今の御答弁だけでは満足できません。内地の生産は大体二百四十万個、需要の量は三百六万個でございします。この内訳は申し上げませんが、結局不足量が六十六万個になつております。そこへ持つてきて外貨の割当は一個当たり十ドルの十二万個といふことになつておるわけでありまして、これでやみが行われるのは當りまえでございします。やみをどうぞやつてちょうだい。正規にやるのはこっちのすみっこでやつておりますから、大つぱらにそちらでやみをやつて下さい。どういふのと同じなんです。それで先ほどこれがぜいたく品とかどうとかいふお話もございましたやうであります。時計は必需品なんです。内地でできた時計だつて一万円前後のものがある。もしぜいたく品でけしからぬといふことであるならば、私は國會議員の諸君なり、今日ここにいられる諸君の腕を見せてもらひたい。ちやうどそれは先ほどお話がありましたやうに、國會の自動車は國產愛用車と口にしながら、ほとんどが外國車であるとおるのとはほとんどが輸入時計である。うそだとおっしゃるなら皆さん手を出して見せて下さい。絶対間違ひない。一人や二人は國產の人もあるかも

れないが、絶対間違いない。そう
なつて参りますれば、これは必需品な
んです。これをぜいたくだからといっ
て、四つも五つも買ひ入はないわけ
です。必需品であればこそ、しかも片一
方に大きな不正事件が行われていると
いうならば、その不正事件を抹消する
意味からいっても当然ふやさなければ
ならない、かように考える。それをふ
やさなければ、内地の生産を需要に
満ちるところまで伸ばさるるか、ない
しは内地の品質を輸入品に見合うとこ
ろまで引き伸ばさるるという手だてが
必要でございますけれども、その点は
いかがでございますか。

○石橋國務大臣 お説の通りです。も
う加藤さんの説には私は何も異論はあ
りません。ですからこれは外貨の關係
等でも何も心配がなければ、もっと輸入
すべきものです。バナナも同じことと
す。ただしこれは、その場合には加藤
君においても一つそういうふうな理論
を徹底させていただかぬと、今度は入
れる、そうすると、内地の時計業者は
困るじゃないか、これをどうして保護
するのだというふうな議論がいつも起
るものだから、そこで矛盾撞着だらけ
になりますから、どうかその点は一つ
十分お願いいたします。

○加藤委員 ごもっともな御意見
です。外地のものを輸入することによつ
て、内地の産業を圧迫するというよう
なことは私もとても考えておるわ
けではない。私自身メーカーとも話し
合いました。やはりメーカーとして
も、御承知の通り南京虫が輸入されま
したが、そのおかげで内地ではできな
かった南京虫が輸入できるようになつてき
て、今や南京虫は輸入する必要がなく

なつてきた。つまり輸入して、日本の
高度な技術を一層高度化するというこ
とは、やがて輸入に待たずして、安心
して内地の需要は内地で供給できると
いう段階になると同時に、この時計は
やがて東南アジアや中共のように、わ
が国よりもある程度文化の低いところ
へ輸出される。現に今輸出されようと
しておる。そこを日本のメーカーもね
らつておるのですから、この点は必ず
間違いない。そのためにすでに通産省
としては、部分品の輸入として、機械
部分品に年々幾千万ドル以上の輸
入を認めておるではございませんか。

だからこの時計に限つては、内地業者
とインポーターとのトラブルは必ずな
いようである。それから小売店は、そ
の両者をつな合せて持つていなければ
ならぬ。内地のものだけ並べておいた
ら信用が低下して売れていかないと
いうのです。だから小売、中小企業を助
ける意味においても、ある程度ふんだ
んにしなければならぬ。私が心配す
るのは、税関であげられるのみなら
ず、小売店に並べられておるものの
時計がごそつと持つていかれる。やみ
をやつたらう、こう言われて内地の時
計まで持つていかれる。そのおかげ
で、一週間も一カ月も営業停止を食つ
た小売店は去年だけで三十以上を数え
ておるのです。これが東京のどまん中
でやられたら、名古屋のどまん中でや
られるものだから、この店の信用に
及ぼす影響は甚大なるものがある。従
いまして、ただやみ輸入が行われると
いうことのみなならず、この外貨割当
あまりにも過少なことは、やがて小売
の売り上げを少くするのみならず、小
売の信用を抹殺するところまで

いつておるのでございます。従いまし
て大臣は、この際英断をもつて外貨を
ふやすという結論に到達されることを
切望するものであります。それがやが
て日本の内地メーカーなどを助け、イ
ンポーターのみならず、これの消費者
に對しても安い時計が買えるという結
果を生ぜしめるものと存するわけであ
ります。

つけ加えて申し上げますならば、バ
ナナの場合でも、値段で相手方を満足
させずに、數量をごそつとふやして満
足させるようにすれば、日合協定はス
ムーズに行くのではないかと、こう考え
るわけでございます。インポーターは
今までの実績よりも少くされることは
いやなんです。他の方法でもふえる分
については今までのバナナのインポー
ターとしては文句の言ひようがない。
それを根こそぎとられるから問題が起
るわけであります。この点を一つ御考
慮の中に入れていただきまして、黒字
で、競走馬なんかたたくさんの外貨を
割り当てるといふんだんにあるなら
ば、この際時計やバナナにごそつとふ
やして好結果を來たすようにしていた
だきたいものだ、かように思うわけで
あります。大臣の御所見はいかがで
すか。

○石橋國務大臣 先ほどから繰り返
して申します通り、御意見には全部異論
がございません。その通りと考えま
すので、できるだけさうな方針で進
めたい。従いまして現に三十一年度の
外貨予算については、その方針ででき
るだけ輸入をふやすということをやつ
ておきます。

いって質問をいたしましたのでありますが、
通産大臣は詳しいことはおわかりにな
らないと思ひますので、通産政府委員
に説明を求めます。大体レモンは年間
どのくらいの外貨の割当をしておられ
るのか、話に聞けばホテル用に割り当
てておられるというのですが、その額
はどのくらいですか。

○通産政府委員 三十年度の予算並び
にその実績等で申し上げますと、レ
モンについては、一応フレッシュ・
フルーツということでホテル用品とし
て年間十六万五千ドルくらいの予算を
一括して割り当てたわけであります。
その中の大体半分くらいがレモンであ
ろうというふうになつておられる方は推
定いたしております。一応フレッシュ・
フルーツということでレモン、オレンジ
、ブドウというふうなものが入つて
おるのでございますが、その中の八万
三千ドルくらいがレモンであると思
ひます。

○佐竹(新)委員 これを割り当てた商
社は大体どういふところですか。

○通産政府委員 これは一応国際観光
ホテル整備法に基きまして、運輸大臣
の認定いたしましたホテルに對して割
り当てておるわけでございまして、そ
れのインポーターといふものは、ホテ
ルから注文を受けなければだれでもい
ふということになつておるわけでござ
います。

○佐竹(新)委員 そうしますとホテル
から委託を受けて入れるということと
すね。ホテルにそれだけのレモンを使
うのですか。

○通産政府委員 大体ホテルに外人が
來て泊るわけでございしますが、ホテル
が外人から獲得した外貨の二割という

ものは、これは外国産品の需要が相当
にあるということから、ホテル用品と
して各ホテルに輸入するということとを
認めておるわけでございます。ただ御
承知のように外貨については、先ほど
大臣も申されましたように、三十一年
度から一般的にできるだけ正常化する
という方向で、ワタも必要物資はふや
す、それから制度も自由化するといふ
ようなことをやるということになつ
ておりますので、三十一年度からは、
このホテル用品のワタを少し削りたい
ということ、今運輸省と折衝いたし
ておりますが、運輸省の方では、まだ
減らすということについて、通産省の
申し出に對して賛成してはいないとい
うような格好になつております。

○佐竹(新)委員 ホテルの売り上げの
二割ということですが、何かそ
ういうような規定があるのですか。そ
ういうような規定がどこで設けられて
おるのか。通産省の規定か、運輸省の
規定か何かに、そういう規定があるの
ですか。

○通産政府委員 売り上げの二割とい
うものを外貨で割り当てなければなら
ないというふうな規定は、もちろん法
的にはございせん。これは観光事業
を管理しております運輸省と、外貨を
管理しております通産省との間の、両
省の協定によりまして、このくらいの
外貨を割り当てようということ、従来
やつておるわけであります。

○佐竹(新)委員 大切な外貨のそん
なうような割当方は私はけしからぬと思
ひます。要するにホテルに入つたレモ
ンであつても、ブドウであつても、ホ
テルがそんなに使うのではないので
す。みな市場に横流しされて、横流し

されたものが——たとえ言えればレモンは一箱三百個入りが大体十二ドルというところと聞いておりますが、それを日本の円に換算しますと、手数料や何かを入れて五千六百円くらいになるかと思う、それが横流しされて神田の市場に出たものは、一箱が一万六千円から一万八千円、このくらいの値段で出ている。そうすると、ホテルに割り当てるといふことで莫大な暴利をむさぼっている、こういうことを常習的にやっておるのであります。そこで通商政府委員に聞きますが、今問題になっております藤井商店、これが相当のレモンを入れておるといふことを聞いておりますが、これはいかなる方法によって入れておるのか、あなたが知っておられれば、知っておる範圍の御説明をお願いします。

○通商政府委員 先の方からまず申し上げますが、先ほど私がホテルの売り上げの二割を外貨で割り当てていると申し上げましたのは、何もレモンだけに割り当てているのではございせん。そのほかには口紅でありますとか、あるいは設備でありますとか、万年筆、化粧品というようなものを全部ひくくめてございしますので、その点は全体の二割ということでありませう。それから今お話の藤井商店のレモンの件でございしますが、これは非常に古いときに起った問題でございまして、最初は二十八年の秋に、中共に對しまして牛、豚を輸出するという見返りで柑橘類を入れたというバーターの申請が出たのでございします。それに対してはバーターの許可を与えた。ところが牛、豚を輸出しまして、柑橘類を入れたところが、これが腐って到着し

たということ、二十九年十一月にこの柑橘類に對する債権——そんな腐ったものではだめだということ、債権を回収しなければならぬ事項が起ったわけでございします。そこで二十九年十一月に債権回収——債権が発生した場合には、金で回収するのが普通の債権回収の方法でございしますが、当初に予定した輸入品と同一の品目であれば、物で回収するということが、地方の通産局限りでできるわけでございます。そこで債権が発生した、それで債権回収を金でなしに、物ですることを許可してくれということ、二十九年の秋に出てきたわけであります。ところが先ほど申し上げましたように、当初に予定しておいた品物と同一の品目であれば、地方の通産局限りで輸入できるということにいたしましたので、結果この藤井商店は、広島通産局に對しまして債権回収免除に伴う無為替輸入の許可の申請をいたしましたのでございします。〔無為替輸入だ〕と呼ぶ者あり。債権回収です。これは金にかえて物を入れる、すなわち金は払わないという無為替輸入で許可いたしました。それがその後債権回収の期間を延長してくれということとがございまして、そうしてその延長の回収免除の許可というものは、一応来年の六月まで回収の期間を延長するということになっております。

○加藤(清)委員 その債権回収の延期でございしますが、これはかつて朝鮮からノリを入れたりあるいはスクラップを入れます折に、内地から朝鮮へ毛製品や綿製品をどんどん送りまして、輸出先行でしたから……。ところがこの債権が焦げつきましたそのおかげで、朝鮮の方はノリとスクラップでかんべんしてくれということであったにもかかわりませず、だんだんやってきたところが、これが時期がきてしまつてだめになってしまった、全然没収されてしまった。にもかかわりませず、このサンキストだけを債権回収を延期させたという理由が承わりたい。もしそれが行われるというならば、綿や毛の輸出の債権回収をなぜ許さないかと言いたい。数量から金額から、朝鮮へ送った債権の焦げつきはべらぼうなものがありますよ。これをなぜ許さないか。はつきり言え、インドネシアにおけるところの焦げつきの回収をなぜ許さないのか。にもかかわりませず、アメリカのこんな要請でも要らぬでもないようなサンキストをなぜ許したか。このおかげで名古屋地方においては倒れた商社やそのおれを食つた機場がある、にもかかわりませず、政府はこれを許さなかつた、このおかげで首をつつた人があるのだ、どうしてくれのだ、はつきりしてくれ。〔あまり興奮するなよ(と呼ぶ者あり)〕

○佐竹(新)委員 この問題は非常に重要な問題でありますし、十二時を過ぎておりますから、午後継続してやってみらうことにして、議事を進行していただくしたいと思います。

○通商政府委員 一般に債権回収あるいは外貨割当の期間というものについては、その期間内にやっていたかどうか原則になっております。ただしその際に、御説明を伺つて、特殊の事情があると認められた場合には、特別に回収を延長しておるわけでございしますが、私、実はこれも非常に古い問題でござい

ますし、どういう理由でこれを許したか、あるいはほかの理由はどういうこととでつけたかといふようなことにつきましては、これは至急に調べました上で御答弁申し上げたいと思ひます。

○神田委員 それでは暫時休憩いたします。

午後一時三十九分休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕

〔参照〕

中小企業振興資金助成法案(内閣提出)に關する報告書

地方自治法第五十六條第六項の規定に基き、纖維製品検査所の出張所の設置に關し承認を求めの件(内閣提出)に關する報告書

〔別冊附録に掲載〕

昭和三十一年四月六日印刷

昭和三十一年四月七日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局